

京都市告示第107号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年 4月23日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
太秦経103号線	右京区太秦蜂岡町18番地の28地先から	旧	メートル 2.10	メートル 3.25 ~ 4.10
	同町19番地の3地先まで	新	15.00	4.00 ~ 6.36
太秦経109号線	右京区太秦青木元町5番地の1地先から	旧	25.30	3.05 ~ 5.20
	同区太秦西蜂岡町30番地の3地先まで	新	25.30	5.09 ~ 5.65
嵯峨野経1号線	右京区嵯峨野清水町12番地の2地先内	旧	22.30	3.70 ~ 5.00
		新	22.30	3.70 ~ 5.99
嵯峨野緯4号線	右京区嵯峨野嵯峨ノ段町45番地地先から	旧	34.40	4.30 ~ 5.20
	同町41番地地先まで	新	34.40	4.25 ~ 6.97

(建設局土木管理部道路明示課)